

食安輸発0518第1号
平成24年5月18日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産二枚貝(あさり及びあげまきがいに限る。)及びその加工品)

標記については、平成24年3月30日付け食安輸発0330第3号(最終改正:平成24年5月17日付け食安輸発0517第1号)にて通知したところです。

今般、モニタリング検査において、中国産生鮮あげまきがいからプロメトリンを検出したことから、同通知の別表1の中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
あさり及びその加工品		プロメトリン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるプロメトリンが検出されるおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
二枚貝(あさり及びあげまきがいに限る。)及びその加工品		プロメトリン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるプロメトリンが検出されるおそれがあるため。

に改めるので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。

また、O26の検査の方法について、既に発出された通知に従い、修正を行ったことから、その旨を申し添えます。